

傍 聴 要 領

久喜市空家等対策協議会

1 傍聴する会議の手続

- (1) 傍聴の受付は先着順で行い、定員になり次第、終了となります。
- (2) 傍聴者は、事務局の指示に従って会場に入室してください。

2 会議の一部非公開

特定空家等の認定に関する事項、特定空家等に対する措置の方針に関する事項等、個人情報に関連する事項を議題とする場合は会議を非公開とし傍聴者は退席していただくことがあります。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴するにあたって守るべき事項に違反したときは、会長が注意し、なおこれに従わないときは退席していただく場合があります。

4 会議を傍聴するに当たって守るべき事項（傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守ってください。）

- (1) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会場において発言しないこと。
- (3) 飲酒又は喫煙をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等、示威的行為をしないこと。
- (6) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (7) 会場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、会長が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。